

改正	昭和42年12月27日条例第40号	昭和46年10月27日条例第47号
	昭和47年6月2日条例第29号	昭和48年1月5日条例第4号
	昭和49年12月28日条例第38号	昭和51年12月18日条例第53号
	昭和58年6月25日条例第27号	昭和60年7月8日条例第18号
	平成4年12月18日条例第23号	平成7年6月30日条例第34号
	平成18年5月26日条例第38号	

（目的）

第1条 この条例は、旭川市に勤務する消防吏員及び消防団員に対する賞慰金及び殉職者特別賞慰金の支給について規定することを目的とする。

（賞慰金）

第2条 市長は、消防吏員及び消防団員が消防業務に従事するに当つて、その職務を遂行し、そのため地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第29条第2項に規定する第8級以上の障害等級に該当する障害を受け、又は死亡した場合は、2,520万円を限度として賞慰金を支給することができる。

（殉職者特別賞慰金）

第3条 市長は、消防吏員及び消防団員が災害に際し、命を受け、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し、その功労が特に拔群と認められる場合は、3,000万円の殉職者特別賞慰金を支給することができる。

2 殉職者特別賞慰金を支給する場合は、前条の賞慰金は支給しない。

（支給の対象）

第4条 殉職者賞慰金及び殉職者特別賞慰金は、殉職者の遺族に支給するものとし、遺族の範囲及び支給される順位等は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）第9条及び第9条の3第2項の規定の例による。

（審査）

第5条 功労及び身体障害の程度並びに賞慰金及び殉職者特別賞慰金の金額は旭川市賞慰金審査委員会に諮問して、市長がこれを決定する。

（施行細目）

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は市長がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日からこれを施行する。

附 則（昭和42年12月27日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年6月1日から適用する。

附 則（昭和46年10月27日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年6月2日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年1月5日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年12月28日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年12月18日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和58年6月25日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年7月8日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（平成4年12月18日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成7年6月30日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成18年5月26日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市職員公務災害補償等条例及び旭川市消防賞慰金支給条例の規定は、平成18年4月1日から適用する。